

鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月24日（金）第3369号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（2件） (農地整備課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (消防保安課取扱い) 4

道 路 公 社 公 告

- 有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告 (道路公社取扱い) 5
- 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いの公告 (道路公社取扱い) 6
- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第1103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市花尾町1006番
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションぼんかん	いちき串木野市 湊町2655-1	株式会社一喜	いちき串木野市 湊町2655-1	懸野崎さゆり	平成29年 8月9日	訪問介護
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田 3330番地6	株式会社のどか ・和	始良市脇元688 番地4	秋丸 和子	平成29年 11月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
霧島リハウオーク絆単人デイサービスセンター	霧島市隼人町内 山田1110番地2	株式会社霧島リハウオーク絆	霧島市隼人町内 山田1110番地2	芦谷 浩之	平成29年 11月1日	通所介護
ヘルパーステーションぼんかん	いちき串木野市 湊町2655-1	株式会社一喜	いちき串木野市 湊町2655-1	懸野崎さゆり	平成29年 11月7日	訪問介護

鹿児島県告示第1106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションぼんかん	いちき串木野市 湊町2655-1	株式会社一喜	いちき串木野市 湊町2655-1	懸野崎さゆり	平成29年 8月9日	介護予防 訪問介護
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田 3330番地6	株式会社のどか ・和	始良市脇元688 番地4	秋丸 和子	平成29年 11月30日	介護予防 訪問介護
いる葉のふじ	南九州市川辺町 平山5816番地	株式会社いる葉	南九州市川辺町 平山5816番地	中迎 聡子	平成29年 11月30日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第1107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
国分生協病院 霧島市国分中央三丁目38番 14号	所在地	霧島市国分中 央三丁目22- 18	霧島市国分中 央三丁目38番 14号	精神通院医療
医療法人永光会あいらの森 ホスピタル 始良郡湧水町北方1854	名称	医療法人永光 会栗野病院	医療法人永光 会あいらの森 ホスピタル	精神通院医療

鹿児島県告示第1108号

出水郡長島町獅子島1505番地 中浦元則及び出水郡長島町獅子島1512番地6 中浦一憲からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

一定の区域

- 1 名称 長島町幣串加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島幣串の区域ののり等養殖業区分

鹿児島県告示第1109号

出水郡長島町獅子島195番地 小田祐一及び出水郡長島町獅子島224番地 肥田孝幸からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

一定の区域

- 1 名称 長島町片側加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島片側の区域ののり等養殖業区分

鹿児島県告示第1110号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島 県肥第 1175号	平成32年 12月26日	副産動物 質肥料	カツオエ キス	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 富士冷	静岡県焼 津市宗高 1287番地

鹿児島県告示第1111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年10月5日付で

肝属中部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年11月14日付で東串良町林田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字與ムン者原1139番1地先から同町大字赤嶺字阿田1219番1地先まで	平成29年11月24日

大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年11月24日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
未来へのあどばんす	肝属郡肝付町富山1499番地1	株式会社S. S. Advance	肝属郡肝付町富山929番地1	崎森 大地	平成29年11月8日	就労継続支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年11月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 落札に係る物品等の名称及び数量
消防・防災ヘリコプター 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県危機管理局消防保安課消防係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札を決定した日
平成29年7月12日
- 落札者の氏名及び住所
三井物産エアロスペース株式会社
東京都港区芝公園二丁目4番1号

- 5 落札金額
2,698,920,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成29年5月30日

道 路 公 社 公 告

有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告

鹿児島県道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について次のように定める。

なお、平成19年3月23日付け国九整補道政第111号で認可を受けた「鹿児島県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」については廃止する。

平成29年11月24日

鹿児島県道路公社理事長 九万田伸一

（適用）

第1条 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第4条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第5条 料金収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

（E T C専用施設における通行方法）

第6条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 二 E T C通行車以外の通行車両は、E T C専用施設を通過してはならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第7条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いの公告

有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項の規定により、有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して料金の徴収を行うことを公告する。

平成29年11月24日

鹿児島県道路公社理事長 九万田伸一

- 1 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する路線名
県道指宿鹿児島インター線（指宿有料道路（Ⅲ期））
- 2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成29年12月1日午前0時
- 3 ETCシステム利用規程
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等が定めたETCシステム利用規程による。

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は平成29年12月1日からとする。

平成29年11月24日

鹿児島県道路公社理事長 九万田伸一

第1項一の道路として料金を徴収する道路の項の表中「揖宿郡穎娃町上別府から鹿児島市上福元町玉取迫まで」を「南九州市穎娃町上別府から鹿児島市上福元町玉取迫まで」に、「鹿児島市山田町から鹿児島市田上町まで」を「鹿児島市山田町から鹿児島市田上七丁目まで」に改める。

第2項料金の項の（注）2を次のように改める。

- 2 ETCシステム（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金收受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合の割引率は、2割以内とする。
第2項料金の項の（注）中3を4とし、2の次に次のように加える。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、鹿児島県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車については、料金の割引率を5割以内とし、支払方法は現金又はETCシステムの利用による納付とする。

なお、ETCシステムの利用による納付については、鹿児島県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器（省令第4条第1項第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限るものとする。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、鹿児島

県道路公社が別に定めるもの

- ロ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき鹿児島県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、鹿児島県道路公社が別に定めるもの